表中「すべて」を「全て」に改め、同表に次のように加える。

（項）東日本大震災復旧・復興 医療保険給付諸費 （目）後期高齢者医療制度事業費補助金 （目）国民健康保険災害臨時特例補助金	全ての都道府県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六　法第二十三条第一項の規定による立入検査等
（項）東日本大震災復旧・復興 医療費適正化推進費 （目）国民健康保険特定健康診査・保健指導補助金	全ての都道府県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理 四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知 五　法第八条の規定による決定の通知 六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 七　法第十二条の規定による状況報告の受理 八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知 十　法第十四条の規定による実績報告の受理 十一　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 十二　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十六　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○厚生労働省告示第五号

精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令（平成二十二年厚生労働省令第百三号）の施行に伴い、及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第五条の二の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第五条の二の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める科目（平成二十年厚生労働省告示第三百六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年一月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　障害者に対する支援と障害者自立支援制度

○厚生労働省告示第六号

独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年一月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

本則中「とする」の下に「。ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第三項に規定する特定被災区域における同令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、法第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第九項の短期入所、同条第十項の重度障害者等包括支援、同条第十一項の共同生活介護、同条第十四項の自立訓練、同条第十五項の就労移行支援、同条第十六項の就労継続支援又は同条第十七項の共同生活援助とする」を加える。